

自動車小売業における乗用車、バス、バイクを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	17~18	本社から、当社前交差点を挟んで斜め向いにある当社展示場へ、展示場に掲げてあった営業用旗を取り外すため、交差点の横断歩道を渡っていたところ、交差点を右折してきた車両にはねられ腰部を骨折した。	28	1~9
2	10~11	洗車ラインにて新車の拭き上げ作業中フロントガラス内側を拭いている時、インナーミラーで死角にありスマートアシストセンサーがあるのに気付かず拭き上げしようとしたため右手が当たり中指を骨折した。	61	10~29
3	10~11	展示している車の拭き掃除を他の従業員と一緒にいていたところ、他の従業員が被災従業員がいるのに気付かず、開いていた車のドアを閉めたため、右手の第4指と第5指を挟んだ。	47	10~29
4	14~15	お客様の自宅付近の上り坂にて、積載車にて移動した車両を降ろす際に車両止めやフックを外し、荷台を下げた際に車両が荷台からずれ落ちたとき、荷台に手を置いた場所へ車両の右前タイヤが当たり（挟まり）負傷した。	53	100~299
6	12~13	信号のある交差点での衝突だったが、記憶がないため、こちら側の信号が青だったか赤だったかは不明となる。こちらの車は縁石を乗り越えて停止し、相手の車はポールに当たって横転した。勤務時間中に営業活動をしている時に起こったものである。	23	10~29
7	14~15	勤務先の自動車整備工場内で、車両の検査業務をしている時に、一旦、車両から離れて戻ると車両が前進していた（シフトをN：ニュートラルに入れたつもりが誤ってD：ドライブに入れていたため）。咄嗟に車両を止めようとして、車両と壁の間に挟まれてしまい、右ひざを負傷したものの。	31	1~9

7	18~19	店舗敷地内の駐車場付近において、整備工場外に止めてあった原動機付スクーターを工場内へしまうため、走行させたところ工場横の浄化分離槽のマンホールでスリップし転倒、右肩を脱臼した。	42	10 ~ 29
9	18~19	乗用車の12ヶ月点検を行うため、車体を上げようとリフトのアームをジャッキアップポイントに載せようとした際、車高が低くアームが入らなかったため、車のフェンダー部分を持ち上げてアームを入れようとした際、想像以上に車が重かったため、腰に負担がかかり、腰を痛めたものである。	45	30 ~ 49
10	11~12	店舗敷地内、立体駐車場前で車両に車検証を入れる為、車両を探し、駐車番号を確認後、振り返ったときに、後退してきた車両（プリウス）と接触した。リアスポイラーと胸、リアバンパーと右膝があたり、当日は大したことはないと思っただが、翌日になっても痛みがあった。胸部骨折と右膝関節捻挫と診断された。	37	10 ~ 29
10	15~16	車内のサイドステップの取り外し作業をしていた。その際にサイドステップについている金具に気付かず左手甲をぶつけ切ってしまった。	51	100 ~ 299
12	13~14	正面入口前の歩道にて、歩道を暴走してきた普通乗用車にはねられ救急搬送された。	31	1~ 9
12	15~16	西へ直進中、右折してきた対向車と接触した。	56	50 ~ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html